

認定有効期間の半数を超える短期入所の利用について

《概要》

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、できる限り、認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることになっています。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号) 第十三条 二十一 抜粋

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

つきましては、短期入所サービスの利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置づける場合は、**茨木市に対し、「短期入所サービス利用の理由書（認定有効期間の概ね半数を超える場合）」（以下、理由書という。）を提出してください。**

なお、理由書の提出にあたっては、次の点に注意してください。

《留意点》

- 1 短期入所サービスの位置付けおよび利用日数に関する本人・家族への説明は行ったか。
- 2 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあつては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。（入所が適当なケース以外もあり得る。）また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思うが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
- 3 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- 4 理由書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出し、認定有効期間末月まで毎月提出すること。なお、次期有効期間において同様におおむね半数を超えることになったときは再度提出すること。

《その他》

※ 指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことになっております。

このため、その利用の妥当性について、給付の適正化の観点から市へ提出いただくものであるため、理由書の提出について、御承知おきください。

※ 茨木市では、介護保険給付適正化事業の一環として、適正化支援ソフトを用いて認定有効期間の半数を超える短期入所利用者を、抽出して確認しています。**理由書（初回分）は、半数を超える前に提出していただくものです。事後提出は原則認められませんので、ご注意ください。**